

指 名 停 止 業 者 一 覧 表

No.	業 者 名	指 名 停 止 期 間		適 用 条 項	区 分	指 名 停 止 理 由	決 定 日	
1	三井住友海上火災保険 株式会社	令和6年12月2日	～ 令和7年6月1日	6ヶ月	第2条第1項 別表第2の4及び5(独占禁止法違反)並びに第4条第1項及び同条第3項	指名停止	当該業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	令和6年11月29日
2	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	令和6年12月2日	～ 令和7年6月1日	6ヶ月	第2条第1項 別表第2の4及び5(独占禁止法違反)並びに第4条第1項及び同条第3項	指名停止	当該業者は、保険契約者・発注者計4者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	令和6年11月29日
3	東京海上日動火災保険 株式会社	令和6年12月2日	～ 令和7年6月1日	6ヶ月	第2条第1項 別表第2の4及び5(独占禁止法違反)並びに第4条第1項及び同条第3項	指名停止	当該業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	令和6年11月29日
4	森田建築設計事務所	令和7年4月8日	～ 令和7年6月7日	2ヶ月	第2条第1項 別表第1の6（口）(契約違反)	指名停止	当該業者は、市発注事業の実施に当たり、自らの責めに帰す理由により、1か月を超える履行遅滞が認められたため。	令和7年4月7日
5	新明和工業株式会社	令和7年5月9日	～ 令和7年8月8日	3ヶ月	第2条第1項 別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及び第4条第3項（指名停止の期間の特例）	指名停止	当該業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和7年5月8日